

**「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等  
に関する検討会  
第 2 回検討会資料**

**第 1 第 2 回検討会の趣旨等**

- 1 第 1 回検討会（令和 6 年 1 月 15 日開催）の後に開催された経済産業省の産業構造審議会・経済産業政策新機軸部会・事業再構築小委員会（以下「小委員会」という。）の第 4 回小委員会（令和 6 年 1 月 25 日開催）では、新制度について、事務局から、「早期の事業再生を図る新たな制度の方向性（案）」（参考資料 1（第 4 回小委員会の資料 3 の 4 頁抜粋）参照）とともに、「議論すべき論点（全体）」が具体的に示され（参考資料 2（第 4 回小委員会の資料 3 の 7 頁抜粋）参照）、各論点について議論がされた。
- 2 第 2 回検討会は、小委員会において示された新制度の基本的な方向性及び各論点に関する議論の状況を前提に、第 1 回検討会と同様に、新制度の在り方自体を検討、提言するのではなく、一步離れた立場から、小委員会で議論されている各論点について検討を行い、新制度の法的倒産手続及び事業再生 ADR（私的整理）との関係における位置付けを明らかにするものである。

**第 2 具体的な論点等**

- 1 **新制度を法的倒産手続とも事業再生 ADR とも異なる第三の手続として位置付けることについて**

（説明）

- (1) 第 4 回小委員会では、事務局から、新制度の位置付けについて、「経済的窮境に陥る前の段階から、専門的知識に基づき与信を行う『プロ債権者』である金融機関等の金融債権に限定した対象債権者の集団的意思決定を尊重し、裁判所は後見的な立場から認可を行う制度とする点で、法的整理手続（倒産手続）とは異なる一方で、金融債権者の集団的意思決定につき、多数決及び裁判所の認可により反対債権者も含めて法的効果が生じる点で私的整理手続とも異なる、『第三の手続』として新たに位置付けてはどうか」との案が示され（第 4 回小委員会の資料 3〔10 頁〕参照）、同委員会では、第三の手続として位置付けるとの結論に賛成する意見が述べられた。
- (2) 第 1 回検討会においては、新制度は、①事件が裁判所に係属せず、倒産原因の存在が裁判所で確定されることもなく、裁判所の関与が極めて少なく、金融債権者のみを対象とするなど、現行の法的倒産制度と大きく異

なっており、他方で、②全対象債権者の合意ではなく多数決及び裁判所の認可により権利変更がされる点において、私的自治を基礎とする事業再生ADRとも異なり、新制度は第三の手續として位置付けられるのではないかとの議論がされた。

- (3) 第1回検討会の後に実施された第4回小委員会では、新制度の議論の内容がより具体化した。なお、第1回検討会の議論と同様に、新制度を第三の手續として位置付けることにつき、どのように考えるか。

## 2 新制度における手續保障について、どのように考えるか

(説明)

- (1) 第4回小委員会では、事務局から、新制度の手續の案として、手續の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者が指定されること、事業者からの手續の申請により、第三者機関が、事業者が経済的窮境に陥るおそれがあること等の一定の要件を確認すること、第三者機関が事業再生ADRを参考に、権利変更の内容の前提となる資産評定等を第三者機関の調査対象とすることで、計画の履行可能性を担保するとともに、対象債権者の決議に係る判断に資することとする仕組みとすること、対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会が付与され、対象債権者の多数決により対象債権の権利変更を可決すること、裁判所が後見的に、決議の瑕疵や清算価値保障を審査して認可又は不認可の決定をすること、裁判所の認可又は不認可の決定に対する即時抗告が可能であるとする事などが説明された(第4回小委員会の資料3〔4、35頁〕参照)。

また、事務局から、新制度において対象債権者に保障されるべき利益の具体的内容やその保障の方法について、裁判所は、対象債権者集会の決議が対象債権者の一般の利益に反するとき(清算価値保障原則が遵守されていないとき)は、決議の認可をすることができない制度としつつ、事業再生ADRを参考に、決議による権利変更の内容の前提となる資産評定等を第三者機関の調査対象にすることで、計画の履行可能性を担保するとともに、対象債権者の決議に係る判断に資する仕組みとすることとしてはどうかという案が示された(第4回小委員会の資料3〔31、35頁〕参照)。

小委員会では、裁判所は計画の履行可能性のような実体面の判断には立ち入らないことが望ましいとする意見、履行可能性を裁判所の認可要件としないことは大胆なものではあるが、迅速性の観点や専門性を有する公正な第三者機関の関与により公正性が担保されていることに照らし、許容され得るとする意見、裁判所が第三者機関の調査を考慮して計画の

履行可能性のような部分を含めて決議の認可の要件とすることも考えられるのではないかという意見などがあつた。

- (2) 第1回検討会では、新制度における手続保障の議論に関し、①前提として、債権者に保障されるべき実体として、清算価値保障にとどまるのか、それとも資産評定を踏まえて必要な限度で権利変更がされ、過剰支援に当たらないことの保障まで含まれるのかの問題があり、その上で、②どのような手続が保障されるべきかが問題となるとの整理がされた。

この点に関して、債権者には、事業再生ADRと同様に、清算価値のみならず、資産評定を踏まえて過剰支援に当たらないことまで保障されるべきであるが、それを保障するための手続の在り方としては、第三者機関の関与により担保し、裁判所の認可要件とまではしないことが考えられるとの意見があつた。

- (3) 第4回小委員会での議論も踏まえ、新制度における手続保障について、どのように考えるか。

### 3 新制度における、金融債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含めた金融債権を権利変更することの正当化根拠について、どのように考えるか

(説明)

- (1) 第4回小委員会では、事務局から、新制度における金融債権者の多数決と裁判所の認可による反対債権者を含めた金融債権の権利変更の正当化根拠（以下「権利変更の正当化根拠」という。）について、
- ① 倒産前の段階で、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、金融機関等の有する金融債権に限定して債務の減免等を行うことは、事業価値の毀損を回避して事業の維持及び再生を図ることによる私的利益の実現と、清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の社会的・経済的厚生への裨益を図ることによる公共的利益の実現を達成するために必要かつ合理的な手段となること
  - ② 対象を金融機関等が有する金融債権に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念し得、その集団的意思決定として多数決を行うことは合理的根拠があること
  - ③ 制度化された手続に沿って、第三者機関の関与の下で事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がなされ、続いて、信用評価に係る高度の専門性を有する金融機関等が権利変更の必要性等を評価した上で多数決を行い、その上で、裁判所が、第三者機関・債権者の意見を聴取しつつ、後見的立場から、対象債権者間の平等や手続の客観的公平性、清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止

すること

から正当化されると考えてはどうかという案が示された。

また、新制度の対象債権の範囲に関しては、「金融機関等」及び「金融債権」が具体的に何を指すかについて検討が必要ではないかとの論点が提示された（以上について、第4回小委員会の資料3〔8、20頁〕参照）。

小委員会では、新制度の対象債権の範囲に関し、金融債権者以外を含めるべきではないが、金融債権者については預金取扱金融機関に限定すべきではなく、事業再生ADR等の準則型私的整理の実務と同じような対象債権者にすべきであり、ノンバンク、保証会社、サービサーなどを含めるべきとの意見があった。

（注）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）では、事業再生ADRの対象債権者は具体的に規定されていないが、産業競争力強化法第47条第2項の規定による認定を受けた特定認証紛争解決事業者である一般社団法人事業再生実務家協会が定める「特定認証ADR手続に基づく事業再生手続規則」第25条第2項各号では、事業再生ADRの手続における一時停止の通知を発する対象となる債権者（事業再生ADRの対象債権者）は、原則として、①金融機関（②を除く。）、②貸金業者（ノンバンク）、③①及び②からその債権を譲受け又はその回収の委託を受けた債権回収会社（株式会社整理回収機構を含む。）、④その他相当と認められる債権者とされている。

- (2) 第1回検討会では、権利変更の正当化根拠について、新制度における対象債権の範囲が明らかではない中、第3回小委員会（令和6年9月24日開催）までの議論や学説などにも照らし、小委員会において、預金取扱金融機関を中核として、それと同視できるような債権者を加えていくなどの議論がされる可能性などを想定し、議論がされた。

第1回検討会では、権利変更の正当化根拠は、新制度における対象債権の範囲に左右され得るとの指摘があった。その上で、債権そのものではなく、金融債権者という債権を有する主体に着目し、その特徴から、多数決が妥当する根拠となる集団性を認め得ること、現行の再建型の法的倒産手続の権利変更の正当化根拠に関する、認可の裁判による形成力を重視する見解及び債権者の集団的意思決定を重視する見解の考え方や、現行の事業再生ADRのような公正公平な第三者機関による手続関与や客観的な数値基準に基づく再建計画の適否の判断などの要素からも新制度を正当化し得ないかなどの意見があった。

他方で、認可決定の形成力による権利変更の正当化根拠は、①手続（決議）に参加しない対象債権者が多数決に拘束されることの正当化根拠と、

②手続に参加した対象債権者が多数決に拘束されることの正当化根拠を含み、手厚い手続保障がされていたとしても、それは、②の正当化根拠にはなるが、①の正当化根拠にはなり得ない、①の正当化根拠としては、対象債権者に手続参加義務が生じていることが必要であり、法的倒産手続の理論からは、金融機関であることのみによって手続参加義務があるとはいえないが、経済・金融政策として説明できる可能性はあるとの意見もあった。

- (3) 前記(1)のとおり、第1回検討会後に実施された第4回小委員会では、権利変更の正当化根拠及び対象債権の範囲について、具体的な議論がされ、新制度の対象となる金融債権者の範囲については、預金取扱金融機関に限定せず、事業再生ADRの対象債権者と同様に、ノンバンク、保証会社、サービサーなどを含める旨の意見があり、引き続き議論されることも想定される状況ではあるが、このような第1回検討会後の小委員会における議論も踏まえ、権利変更の正当化根拠について、どのように考えるか。特に、新制度の対象債権の範囲については、対象債権者の範囲を事業再生ADRと同様の範囲とすること、対象債権者の範囲を事業再生ADRよりも限定することなどが想定されるが、それぞれの場合に、その集団性を認める根拠や、正当化根拠としてどのようなものが考えられるか。

#### 4 新制度と事業再生ADRの関係性についてどのように考えるか

(説明)

- (1) 第4回小委員会では、事務局から、新制度は、事業再生ADR等の既存の事業再生の手続に新たな選択肢を与えるものとして、新制度に既存の準則型私的整理手続を前置するのではなく、これと並置させること、事業再生ADRから新制度への移行を円滑化するため、基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定することなどの案が示された(第4回小委員会の資料3〔12、35頁〕参照)。

小委員会では、新制度を既存の準則型私的整理手続と並置することに賛成するが既存の準則型私的整理手続は尊重されるべきであるという意見、新制度を利用する場合においても、まずは対象債権者の全員同意が目指されるべきであるとの意見、新制度に既存の準則型私的整理手続を前置するという意見なども考えられるとの意見などがあつた。

- (2) 第1回検討会では、新制度と事業再生ADRの関係性について、新制度は、既存の私的整理の制度を阻害しないものとされるべきという意見や、新制度の対象債権者と事業再生ADRの対象債権者の範囲が一致していないと、制度間での移行の際に問題が生じるという意見があつた。
- (3) 第4回小委員会での議論も踏まえ、新制度と事業再生ADRの関係性

について、どのように考えるか。

### 第3 その他